

(ご案内) 実績報告書の提出について

香川県介護保険施設等サービス継続支援事業費補助金の交付決定通知を受けた補助事業者は、事業完了の日から 1 月を経過した日、又は 8 月 28 日（金）までのいずれか早い日までに、「実績報告書」に必要な書類を添え、県に提出してください。

記

1 提出期間

受付開始：交付決定通知日以降

報告期限：事業完了の日から 1 月を経過した日、又は 8 月 28 日（金）までのいずれか早い日

2 提出方法

下記(1)、(2)いずれかによります。

(1) 専用フォームからの提出

以下 URL の専用フォームから、電子により実績報告書を提出してください。

《URL》

<https://4af6d5a8.form.kintoneapp.com/public/0d5b13fc4a4d3afb7669e1dca64f6d68a1fdf618db44480d7020a406a3ce5ad8>



(2) メール又は郵送による提出

県HPに掲載の様式（エクセル）により実績報告書を作成し、添付書類を添えて、提出先へメール又は郵送で提出してください。

※申請時には郵送のみでしたが、メール送付を追加しました。

○メール送付の場合

メールアドレス：shien_jimukyoku@tobutoptours.co.jp

件名を「（法人名）香川県介護保険施設等サービス継続支援事業費補助金（食料品等）の実績報告について」としてください。

○郵送の場合

郵送先住所：〒760-0023

香川県高松市寿町 2-2-10 高松寿町プライムビル 8 階

東武トップツアーズ内

※持参による提出はできません。

3 問い合わせ先

香川県介護事業所等及び介護施設等に対するサービス継続支援事業事務局

開設期間：令和8年6月15日(月)から8月28日(金)まで

受付時間：平日の9時から17時まで

電話番号：087-802-3721

4 実績報告の添付書類

実績報告書には、いずれの提出方法の場合も、内容を証明する添付書類が必要です。

※所定の証拠書類をご提出いただけない場合等、対象経費としての要件等を客観的に確認・証明できない場合は、補助金をお支払いすることができません。

【需用費の場合】

下記の①～③を揃えて添付すること。

- ① 発注書及び納品書
- ② 請求書
- ③ 領収書または銀行振込の控えの写し 等

(例：納品書)

△△ 様		納品書		令和8年7月31日		(株)〇〇〇	
香川県〇〇町...							
		合計額(税抜)：___円					
月日	品目	数量	単価	金額	その他		

「納品書」であることがわかること。

「納品先」の施設名がわかること。

「作成日」「納品元」の記載があること。

「内訳」がわかること。

「合計額(税抜)」がわかること。

納品元による税抜表示がない場合は、施設担当者が税抜き金額を手書きで書きこむこと。

※交付決定通知のあった施設ごとに納品書が必要です。

※複数の施設で同一厨房を利用している等の理由で、納品書を施設ごとに作成することが難しい場合は、宛先は法人名または対象施設連名で作成してください。

その場合、施設ごとの按分した金額が分かるよう、納品書に手書きするか、根拠資料を別紙で提出してください。また、按分の方法について、食数、入所人数、定員等按分の根拠が分かるよう記載してください。

※発注書を作成していない場合は、納品書のみ提出とし、納品書に発注日を記載してください。

【委託料の場合】

下記の①～③を揃えて添付すること。

- ① 契約書（申請時から変更がない場合は添付不要です）
- ② 請求書
- ③ 領収書または銀行振込の控えの写し 等

年間払い等の理由で、②③の提出が困難な場合は、交付決定から実績報告までにおける納品書や業務報告書等、委託実績を確認できる書類を添付すること。

原則、8月28日までに購入し、実績報告を提出したものが補助対象です。

ただし、計画書で8月分の所要額を見込んでいた場合で、8月28日までに②③が揃わない場合は、7月10日までに、その旨を事務局まで連絡し、「遅延の理由及び支払いの期限が分かる書面」を事務局まで提出することで、実績報告書の提出期限の延長を認める場合があります。

※書面は県HPに掲載しています。

5 補助金の支払いについて

補助事業者からの実績報告書の提出を受け、県がその内容を審査した後、補助金の額を確定し、支給決定兼確定通知書により通知します。その後、指定の口座に振り込みを行います。

6 変更・中止申請について

補助対象事業の全部若しくは一部を変更しようとするとき、全部若しくは一部を中止又は廃止しようとするときは、県HPに記載の方法で行ってください。ただし事業の変更申請において、軽微な変更の場合（軽微な変更の例として、補助金額の20%以内の減額、所要額の同科目内の用途・品目・数量の変更等）は、変更申請は不要とします。

以上

本案内は県HPにも掲載しています。

〒760-8570

香川県高松市番町四丁目1番10号

香川県健康福祉部長寿社会対策課

総務・援護グループ